

「鏡石町健康福祉センター」の愛称を募集します！

鏡石町の新たな健康・福祉事業の拠点として整備を進めている「鏡石町健康福祉センター」が、多くの方々に親しまれ、愛着のある施設となるよう、愛称を募集します。



【施設概要】

施設の概要については「広報かがみいし1月号」または町ホームページ等をご覧ください。

- 鏡石町ホームページ <https://www.town.kagamiishi.fukushima.jp/>

【応募方法】

官製はがきまたはEメールで必要事項(住所、氏名、電話番号、愛称)を記入して応募してください。

- はがき
〒969-0404 岩瀬郡鏡石町中央59 鏡石町福祉子ども課 鏡石町健康福祉センター愛称募集係 宛
- メール
fukushikodomo@town.kagamiishi.lg.jp ※件名に「鏡石町健康福祉センター愛称募集」と記載

【応募資格】

年齢・住所問わずどなたでも応募できます。ただし1人1点の応募とし、未発表のものに限ります。

【応募締切】 2月24日(休) (必着)

【選考結果】

鏡石町健康福祉センター建設事業委員会において選考を行い、町ホームページ等で発表します。なお、採用者には直接通知します。

【副賞】 採用された方には、鏡石町の特産品を贈呈します。

【権利等】

- ・採用された愛称の著作権等は鏡石町に帰属するものとします。
- ・都合により愛称を一部補作・修正する場合があります。
- ・作品は応募者が権利を有するものに限ります。第三者から権利侵害の申し出等があっても、町では一切の責任を負いません。



町ホームページ

- 問い合わせ先 福祉子ども課 ☎ 62-2210

鏡石町若者定住促進奨学金返還支援事業について

町では、将来を担う若者の定住を図るため、町内に定住し、町内の企業等に就業している方を対象に奨学金の返還を支援します。詳しくはお問い合わせください。

【補助対象】

次の条件をすべて満たす方 ※公務員は対象になりません。

- 大学等を卒業または修了し在学期間中に奨学金の貸与を受けていて、その返還を滞滞なく行っていること
- 町内に住民登録し、10年以上定住する予定であること
- 町内事業所等に正規雇用により就業していること
- 補助金の交付を申請する初年度の末日時点における年齢が30歳未満であること
- 奨学金の返済に際し、他からの助成を受けていないこと
- 町税等の課税がされており、それに伴う滞納がないこと

※町税等…町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、保育料、幼稚園授業料、町定住促進住宅家賃、町営住宅使用料等

【補助金支給の対象期間】

町内に住民登録を行った日以降の奨学金を返還する期間で、最大5年間分を対象とします。

【助成額】 年間最大10万円(助成の交付は年度ごとに行います)

- 問い合わせ先 総務課 まちづくり調整グループ ☎ 62-2117

親子のマッサージ教室開催

☎ 健康環境課 ☎ 62-2115

町では、生後6か月以上の親子を対象に、エアロビクス講師を招いてマッサージ教室を開催します。親子で体を動かして健康に過ごしましょう。

●日時

2月24日(木) 10時～11時30分

●場所

鏡石町児童館

●対象者

生後6か月以上の親子(先着10組)
※おじいちゃん、おばあちゃんとの参加も大歓迎です。

●持ち物

飲み物、タオル

●備考

新型コロナウイルス感染対策として、定期的な換気をしながら開催します。入室時は手指消毒や体温確認にご協力をお願いします。

車で来場する場合は児童館駐車場、または鏡石駅前駐車場をご利用ください。

●申し込み

2月22日(火)までに健康環境課へお申込みください。母子手帳アプリ「すくすくアプリかがみいし」の地域イベントからWeb予約も可能です。

介護福祉士養成科の訓練生を募集

☎ テクノアカデミー郡山

教務課委託訓練担当 ☎ 024-944-1663

テクノアカデミー郡山では、求職中の方を対象として、国家資格「介護福祉士」の取得と介護福祉業界への正社員就職を目指すことを目的とした2年間の教育訓練を実施します。

●募集コース

介護福祉士養成科

●訓練期間

令和4年4月～令和6年3月(2年間)

●訓練会場

県内の介護福祉士養成施設

●受講料

無料(テキスト代や保険代等は個人負担)

●募集期間

2月28日(月)まで

●選考日

3月8日(火)

●その他

申し込み、選考内容については問い合わせ先にてご確認ください。なお、新規学卒で未就職者の方、学卒未就職者で卒業後1年以上経過していない方は応募対象になりません。



くらしの情報

- i n f o r m a t i o n -

廃車等の手続きはお済みですか？

☎ 税務町民課 ☎ 62-2114

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在で軽自動車やバイク、トラクターなどを所有している方に課税されます。

廃車や名義変更等の手続きは3月31日までに完了するようお願いします。既に使用されていない車両や処分されている車両でも、手続きが完了していない場合は翌年度も引き続き課税されますので、ご注意ください(車種により管轄機関が異なりますので、確認の上、手続きをお願いします)。

※グリーン化(環境への負荷を低減するための施策)を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等については「重課税率」が適用されます。

自動車の種類	代表的な自動車	管轄機関
軽自動車	軽トラック 軽乗用車	軽自動車検査協会 福島事務所 ☎ 050-3816-1837
小型特殊自動車	フォークリフト 農耕トラクター	税務町民課 ☎ 62-2114
原動機付自転車	バイク(125cc以下)	
上記以外の車種	乗用車、バス、トラック、オートバイ	福島運輸支局 ☎ 050-5540-2015

自動車の登録等の手続きは運輸支局へ

☎ 【自動車の登録について】

東北運輸局福島運輸支局

☎ 050-5540-2015

【自動車税(種別割)について】

県中地方振興局県税部課税第二課

☎ 024-935-1261

自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在の登録名義人に課税されます。自動車を譲渡、廃車等した場合は3月31日までに運輸支局で手続きを行ってください。

また、転居した場合は車検証の住所変更を運輸支局で行ってください。住民票を異動しても車検証の住所は変更されません。

自動車税(種別割)を納めた時に交付される領収書には、納税証明書が付いています。車検時に必要となりますので、リサイクル券と一緒に大切に保管しましょう。登録手続きを依頼した場合は、登録が済んでいることを必ず確認しましょう。